

eクレ決済サービス（直接加盟方式） 加盟店規約

第1.0版

平成15年12月1日

株式会社ペイメントファースト

第1章 総則

第1条（本サービスの提供）

株式会社ペイメントファースト（以下「当社」といいます）は、eクレ決済サービス（直接加盟方式）加盟店規約（以下「本規約」といいます）に基づき加盟店に対して本サービスを提供し、本サービス（以下に定義します）の申込者及び加盟店（以下に定義します）には本規約が適用されるものとします。

第2条（用語の定義）

本規約において次の各用語は、それぞれ次の意味で使用します。

(1) 本サービス

加盟店のWebサイト上の売買契約・役務提供契約等（以下「信用販売」といいます。）の代金（以下「信用販売代金」といいます。）につき提携クレジット会社の提供するクレジット決済サービスを行うため、加盟店に代わって提携クレジット会社及び顧客との通信接続をする通信代行サービス並びにこれに付帯するサービス。

(2) 商品等

信用販売の対象となる商品、役務等。

(3) 加盟店

本規約を承認のうえ、当社所定の方法で当社に対し本サービスの利用申込をし、当社がこれを承諾して加盟店登録した者。

(4) 顧客

加盟店のWebサイト上の仮想店舗にアクセスして加盟店（加盟店がモール運営事業者である場合はそのモール出店者）と信用販売を行い、信用販売代金債務を負う者であって、提携クレジット会社等のクレジットカード会員。

(5) モール運営事業者

信用販売が行われるWebサイト上のモールを運営する加盟店。

(6) モール出店者

モール運営事業者の運営するWebサイト上のモールに仮想店舗を出店して信用販売を行う出店者であって、モール運営事業者との間でモール出店契約等を締結した者。

(7) 申込者

当社に対して本サービスの利用申込をする者。

(8) 加盟契約

加盟店登録により、加盟店と当社との間で締結される契約であって、当社が加盟店に対し本規約に準拠して本サービスを提供することをその内容とするもの。

(9) 提携クレジット会社

当社が本サービスを提供するにあたり提携するクレジットカード会社。

(10) 提携クレジット会社等

提携クレジット会社又は提携クレジット会社が現在若しくは将来において提携する会社・組織。

(11) クレジット決済サービス

提携クレジット会社が加盟店に対して提供するサービスであって、顧客が加盟店のWebサイト上における仮想店舗で提携クレジット会社等のクレジットカードを利用して信用販売代金の決済を選択することにより、加盟店が提携クレジット会社から信用販売代金を受領することを可能とさせるもの。

(12) 加盟店設備

加盟店が本サービスの提供を受けるために設置・使用する当社所定の電気通信設備その他の機器。

(13) 本サービス用設備

当社が本サービスを提供するために設置・使用する当社所定の電気通信設備その他の機器。

(14) 消費税相当額

消費税法（昭和63年法律第108号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額ならびに地方税法（昭和25年法律第226号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額。

(15) 加盟店コード

加盟店とその他の者を識別するために用いられる符号。

(16) 加盟店管理用パスワード

本サービスに基づく決済サービスの取扱状況を加盟店ごとに表示して、加盟店がこれを管理するために作成された当社のWebサイトにアクセスするために、加盟店が、加盟店コードと組み合わせて用いる符号。

(17) ハッシュ用パスワード

提携クレジット会社に引き継がれる決済情報の改ざん防止のために作成される当該決済情報のメッセージダイジェストを作成する際に用いられる符号。

第3条（通知）

1．本規約に基づく当社から加盟店への通知は、通知内容を書面により送付、ファックスにより送信、電子メールにより送信、又は当社のホームページに掲載するなど当社が適当と判断する方法により行います。

2．前項に基づき当社から加盟店への通知を電子メールの送信又は当社のホームページへの掲載により行う場合には、当該通知は、加盟店が加盟店設備から当該通知内容にアクセスしうる状態となった時に、加盟店に到達したものとみなします。

第4条（本規約の改定）

当社は、相当の予告期間を置いて加盟店に通知することにより本規約を改定することができるものとします。この場合には、料金その他の契約条件は、当該通知に記載又は記録されている変更日をもって改定されるものとします。ただし、本規約の改定内容が、加盟店にとって不利益となるものではないときは、当社は何らの予告も行わずに本規約を改定することができるものとします。

第5条（合意管轄）

本サービス及び加盟契約に関連する紛争について加盟店と当社との間で訴訟が生じた場合には、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第6条（準拠法）

本規約及び加盟契約に関する準拠法は、日本法とします。

第7条（存続条項）

いかなる事由に基づく加盟契約の終了後といえども、本規約の第5条、第6条、第40条、第47条、及び第53条から第55条までの規定については、なお引き続き効力を有するものとします。

第2章 加盟契約の締結等

第8条（契約の申込）

申込者は、本規約を承認のうえ、当社所定の申込書を、当社所定の書類を添えて、当社に提出するものとします。

第9条（届出）

申込者は、申込に際して、取扱商品等の種別、加盟店のWebサイト上の仮想店舗のURLその他当社所定の事項を、当社に対して届け出るものとします。

第10条（提携クレジット会社との加盟店契約締結等）

1．申込者は、本サービスの提供を受けるにあたり、自己の責任で、クレジット決済サービスの利用に関して、提携クレジット会社との間で加盟店契約を締結するものとします。

2．申込者は、当社が申込者に対して本サービスを提供することにつき提携クレジット会社の承認を得るため、当該承認の申請に必要な協力をするものとします。この場合、当社が、この承認申請をしたにもかかわらず、提携クレジット会社により承認を受けることができなかったとしても、当社は債務不履行の責を負わないものとし、申込者は当社及び提携クレジット会社に対し一切の異議を申し立てないこととします。

3．申込者が、提携クレジット会社の一部との間で、第1項の加盟店契約を締結することができなかった場合又は前項の承認を得ることができなかった場合においても、他の提携クレジット会社との間でクレジット決済サービス及び本サービスを利用することが可能であるときは、その申込が第11条に基づき承諾される限り、利用可能な当該提携クレジット会社のクレジット決済サービスによって、利用可能な範囲で本サービスの提供を受けるものとします。

第11条（契約の成立）

1．加盟契約は、当社が、申込者につき一以上の提携クレジット会社のクレジット決済サービス及びそれに関する本サービスが利用可能となったと認めたとうえで、第8条の申込を承諾して加盟店登録した時に成立するものとします。

2．当社は、次の各号の一に該当する場合には、理由を開示せず、前項の承諾をしない場合があります。

- (1) 申込が虚偽の情報に基づくものであることが判明した場合
- (2) 第9条に定める当社所定の情報について届出がなされていない場合
- (3) 申込者が振り出した手形又は小切手が不渡りとなった場合、申込者が公租公課の滞納処分を受けた場合、支払いの停止もしくは仮差押、差押、競売、破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始、会社整理開始又は特別清算開始の申立があった場合、又はその他債務の履行が困難と想定される場合
- (4) 申込者の事情により本サービスの料金の精算に用いる銀行口座又は当社の定める支払方法の利用が認められない場合
- (5) 申込者が、第40条に違反するおそれがある場合
- (6) 申込者が申込以前に本サービスの提供に関する加盟契約が当社から解約されている場合、又は本サービスの提供が申込の時点で第51条に基づき停止中である場合
- (7) 申込者への本サービスの提供に関し、業務上又は技術上の著しい困難が認められる場合
- (8) その他申込者を加盟店と認めることが適当ではないと当社が認めた場合

第12条（最低利用の期間）

加盟店は、本サービスの提供開始日より1年間は、加盟店による本サービスの最低利用期間（以下「最低利用期間」といいます。）として、本規約に特に定める場合を除き、加盟契約を中途解約することができないものとします。ただし、第15条2項の適用を妨げません。

第13条（加盟店の地位の承継）

- 1．加盟店は、当社の事前の書面による承諾がない限り、加盟店の地位その他加盟契約に基づく一切の権利又は義務を第三者に譲渡、担保供与その他一切の処分をすることができないものとします。
- 2．合併又は会社分割等により加盟店の地位を包括承継した者は、承継した日から30日以内に当社所定の書類を提出するものとします。上記期間内の書類提出がなかった場合、当社はなんらの催告なくして加盟店契約を解約できるものとします。

第14条（加盟店の名称等の変更）

- 1．加盟店は、当社に届け出た氏名もしくは名称、住所もしくは所在地を変更したときは、変更があった日から10日以内に当社所定の変更届を当社に提出するものとします。
- 2．前項に定める場合を除き、加盟店は、取扱商品等の種別、銀行口座その他当社に届け出た事項を変更しようとするときは、当社所定の書類に変更事項及び変更予定日等を記入のうえ、変更予定日の30日前までに当社に提出するものとします。
- 3．正当な事由なく前2項に定める変更の届出を怠り又は所定期間内に届け出なかったことにより加盟店に生じる損害その他の不利益は、すべて加盟店の負担とし、当社は何らの責も負わないものとします。

第15条（加盟店からの解約）

- 1．加盟店は、解約予定日の3ヵ月前までにその旨書面により当社に通知することにより、加盟契約を解約することができるものとします。
- 2．前項に基づく加盟店からの解約予定日が最低利用期間内である場合には、その残存期間について第31条の月額基本料金に相当する額を当社の定める期日までに一括して当社に対して支払ったうえでなければ、解約できないものとします。

第16条（当社からの解約）

- 1．当社は、第51条の規定により、本サービスの利用を停止された加盟店が当社の指定する期間内にその停止事由を解消又は是正しない場合は、加盟契約を解約することができるものとします。
- 2．当社は、加盟契約成立後加盟店が第11条第2項の各号の一に該当することが明らかになった場合又は第40条の各項の一にでも違反していると認められた場合、前項の規定にかかわらず、加盟契約をただちに解約できるものとします。
- 3．当社は、加盟店が当社に届け出た番号又はアドレスに対する電話、ファックス又は電子メールによって加盟店と連絡がとれなくなった場合、第1項の規定にかかわらず、なんらの催告なくして加盟契約を解約することができるものとします。ただし、加盟店との連絡がとれなくなった理由について、当社がやむを得ない事由に基づくものであると判断した場合は、この限りではありません。
- 4．当社は、前項の規定により加盟契約を解約しようとするときには、加盟店に解約の旨を通知もしくは催告しない場合があります。
- 5．当社が前各項の措置をとったことで、加盟店が本サービスを利用できず、これにより損害を被ったとしても、当社は一切の責任を負いません。

第3章 加盟店設備の設置・接続等

第17条（設備の設置・維持管理及び本サービス用設備への接続）

- 1．加盟店は、本サービスを利用するにあたって、当社所定の仕様書等に従って、自らの費用と責任で加盟店設備を設置し、本サービス用設備に接続して、本サービスを利用可能な状態にするものとします。

2．加盟店が前項の規定に従い設置、接続を行わないことにより、本サービスを利用することができなかったとしても、当社は債務不履行の責を負わないものとします。

第18条（接続テスト）

1．加盟店は、前条第1項の接続をするにあたり、当社に対して第32条の初期手数料を支払ったうえで、当社所定の方法で、当社に対して、加盟店設備と本サービス用設備との間の接続環境テスト（以下「接続テスト」という。）を受けるための申請書を当社所定の方法で当社に提出するものとします。

2．当社は、前項の申請に基づき、当社所定の方法で、接続テストを遂行するものとします。

3．接続テストを実施した結果、当社所定の仕様書等に従って加盟店設備と本サービス用設備とを接続することが不能又は著しく困難な場合には、当社は加盟店に対して、加盟店設備の環境、その他加盟店設備の周辺の設備環境の是正を求めることができるものとします。

4．前項の是正を求めたにもかかわらず、加盟店が、相当期間、その求めに応じた是正をなさなかった場合には、当社は、加盟契約を解約することができるものとします。その場合、当社は、受領した初期費用を加盟店に返還しないものとします。

第4章 本サービスの提供

第19条（本サービスの提供開始）

当社は、前条に定める接続テストに合格したと当社が認めた後、速やかに、加盟店に対して本サービス開始予定日を通知し、特に支障があると当社が認めない限り、当該開始予定日をもって本サービスの提供を開始するものとします。

第20条（本サービスの内容）

1．当社は、本サービスの提供として、次の各号に定める業務を遂行するものとします。但し、その遂行する業務は、加盟店が当社所定の方法で委託し、且つ、提携クレジット会社が第10条2項に基づき承認する範囲に限られるものとします。

- (1) 信用販売申込み受付業務
- (2) 売上承認請求業務
- (3) 売上請求業務
- (4) その他当社及び加盟店が合意し提携クレジット会社が承認した業務

2．前項各号に定める各業務の詳細については、当社の定める仕様書等に定めるものとします。

3．加盟店が、第10条第2項により承認された本サービスの範囲を変更する場合は、同条項が準用されるものとします。

第21条（信用販売申込み受付業務）

当社は、信用販売の申込み受付業務を行う場合、顧客が送信する次のデータのうち加盟店と協議の上当社が指定した範囲のものを加盟店に代わって受け付けるものとします。但し、クレジットカードの暗証番号は受け付けないものとします。

- (1) 顧客の氏名及び顧客への通知に必要な連絡先
- (2) 商品等の名称、種類、商品等と特定できる事項
- (3) 商品等の対価額、付帯費用及び数量
- (4) クレジットカードの番号
- (5) クレジットカードの有効期限
- (6) クレジットカードによる代金の支払方法

(7) その他提携クレジット会社が必要と認める事項

第22条（売上承認請求業務）

1．当社は、売上承認請求業務を行う場合、加盟店が信用販売を行うに際し、その全件について、加盟店に代わって、提携クレジット会社所定の方法で提携クレジット会社の販売承認を受けるものとします。

2．当社は、提携クレジット会社から、前項に定める販売承認に係る諾否のデータを受け次第、遅滞なく加盟店に通知するものとします。

第23条（売上請求業務）

当社は、売上請求業務を行う場合、加盟店に代わって、加盟店が信用販売を行った売上データを作成し、提携クレジット会社所定の方法で提携クレジット会社に提出するものとします。

第24条（取引記録の保管）

当社は、前3条の業務を行う場合、加盟店に代わり、当該各業務を行うことにより発生する取引記録を提携クレジット会社の定める期間保管するものとし、提携クレジット会社からの当該取引記録の開示請求に応じることができるものとします。但し、第21条各号に定めるデータのうち当社が受け付けられないものについては、加盟店が自己の責任で保管するものとします。

第25条（通信の安全化措置）

1．当社は、信用販売の申込み受付業務を行う場合、顧客との間で信用販売に関わる通信をするときは、クレジット番号、有効期限等のクレジットカードに関する情報及び信用販売の申込に関する情報について、情報の暗号化を施す等の安全化措置を講じるものとします。

2．加盟店が信用販売の申込み受けの全部又は一部を自ら行うときは、自己の責任で、クレジット番号、有効期限等のクレジットカードに関する情報及び信用販売の申込に関する情報について、情報の暗号化を施す等の安全化措置を講じるものとします。

第26条（提携クレジット会社の規約等の遵守）

1．提携クレジット会社のクレジット決済サービスの利用条件については、各提携クレジット会社の加盟店規約その他の約款・諸規定の定めるところによるものとします。加盟店は、クレジット決済サービスにかかる提携クレジット会社の約款・諸規定類の内容を承知、理解しこれに従うものとします。

2．加盟店は、信用販売を行うWebサイト上に特定商取引に関する法律その他関係法令に準拠した表示、説明、広告等を行うものとします。

3．モール運営事業者は、モール出店者をして、クレジット決済サービスにかかる提携クレジット会社の約款・諸規定類及び法令を遵守させるものとします。

第27条（差別的取扱の禁止）

1．加盟店及びモール出店者は、代金支払方法として提携クレジット会社のクレジット決済サービスを利用する顧客を、正当な理由なく、当該顧客の信用販売代金に決済手数料を上乗せする等して、他の代金支払方法を選択した顧客と差別的に取り扱わないものとします。

2．加盟店及びモール出店者は、各提携クレジット会社のクレジット決済サービスを利用する顧客相互間においても差別的取扱をしないものとします。

第28条（仕様書等）

1．本サービスにおける、サービス提供時間、電文の送信手順、送受信する電文の内容、暗号化方式等の細目的事項、技術的事項等については、当社の定める仕様書等によるものとします。

2．当社は、前項の仕様書等を、加盟店の同意を得ることなく、変更することができるものとします。仕様書等が変更された場合、当社は、加盟店にその旨通知するものとします。

第29条（本サービスの提供地域）

本サービスの提供地域は、日本国内に限るものとします。

第30条（提携クレジット会社の承認の撤回）

1．クレジット決済サービスの利用に関する加盟店規約に基づく契約が終了した場合、又は提携クレジット会社が第10条第2項（第20条第3項及び前条が準用する場合を含みます。）に基づく承認を撤回した場合、加盟店は、当該提携クレジット会社のクレジット決済サービスに係る本サービスの提供を受けることができないものとし、加盟店は、これについて当社及び提携クレジット会社に対し一切異議を申し立てないこととします。

2．前項に基づき、加盟店が本サービスの利用することができる提携クレジット会社がなくなったときは、加盟契約は終了するものとします。この場合、解約時が最低利用期間内である場合は、その残存期間についての第31条の月額基本料金に相当する額を当社の定める期日までに一括して当社に対して支払うものとします。

第5章 利用料金

第31条（料金）

加盟店は、本サービスの料金として、別に定める料金表に基づき、毎月定額の月額基本料金及び通信手数料を当社に支払うものとします。

第32条（初期費用の支払）

加盟契約が成立したときは、加盟店はただちに料金表に定める初期費用を支払います。

第33条（料金の支払）

1．加盟店は、当社が本サービスの提供を開始した日から起算して加盟契約が解約される前日までの期間、料金表に定めるサービス料金の支払を要します。

2．第51条の規定により、本サービスの提供が停止された場合における当該停止期間のサービス料金は、本サービスが提供されたものとして取り扱うものとします。

第34条（料金の支払方法）

加盟店は、初期費用及び本サービスの料金を当社が指定する期日までに、当社の指定方法により支払うものとします。

第35条（延滞利息）

加盟店は本サービスの料金その他加盟契約上の債務（延滞利息は除きます。）について支払期日を経過してもなお支払わない場合には、支払期日の翌日から支払日の前日までの日数について年14.5%の割合で計算して得た額を延滞利息として支払うものとします。ただし、当初の支払期日の翌日から起算して10日以内に支払いのあった場合はこの限りではありません。

第36条（端数処理）

本規約に基づく料金の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、切捨てるものとします。

第37条（消費税）

加盟店が当社に対し加盟契約上の債務を支払う場合には、別に定める料金等の額に消費税相当額を加算するものとします。

第6章 加盟店の義務等

第38条（加盟店コード及びパスワード）

1. 加盟店は、自己の責任で、加盟店コード、加盟店管理用パスワード及びハッシュ用パスワードを使用又は管理するものとし、これらを第三者に貸与し又は第三者と共有しないものとします。
2. 加盟店は、加盟店管理用パスワード及びハッシュ用パスワードを第三者に開示しないとともに、第三者に漏洩することのないよう厳重に管理するものとします。
3. 加盟店は、加盟店コード及び加盟店管理用パスワード又はハッシュ用パスワードにより本サービスが利用されたときには、加盟店自身の利用とみなされることに同意します。ただし、当社の故意又は重大な過失により加盟店コード、加盟店管理用パスワード又はハッシュ用パスワードが第三者に不正に利用された場合にはこの限りではありません。
4. 加盟店は、加盟店管理用パスワード又はハッシュ用パスワードに紛失・盗難又は漏洩等があった場合は、ただちに当社に届け出たうえ、当社の指示に従うものとします。

第39条（顧客の苦情等）

1. 加盟店又はモール出店者とその顧客との間の一切の紛争、苦情等については、加盟店及びモール出店者が責任をもって直接対応するものとし、当社に一切の損害、迷惑等を及ぼさないものとします。
2. 加盟店又はモール出店者とその顧客との間で本サービスにおける代金の決済の原因関係たる信用販売の債務不履行、瑕疵、不成立もしくは不存在等をめぐる苦情、紛争等が生じた場合においても、前項を準用するものとします。

第40条（禁止事項）

1. 加盟店及びモール出店者は、本サービスを利用して、次の行為を行わないものとします。

(1) 以下に該当する商品等の販売、提供

公序良俗に反するもの

銃砲刀剣類所持等取締法、麻薬及び向精神薬取締法、絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約その他の法令により、所持もしくは譲渡等が禁止されているもの
劇毒物、薬品、凶器その他犯罪行為又は人の生命・身体に対する危険を惹起するおそれのあるもの

写真、ビデオその他のアダルト商品等、善良な風俗又は青少年の健全な育成を害するおそれのあるもの

第三者の著作権、商標権、肖像権の知的財産権を侵害するもの、又は侵害するおそれのあるもの

第三者の財産、プライバシーもしくは肖像権を侵害するもの、又は侵害するおそれのあるもの

第三者を差別もしくは誹謗中傷し、また、その名誉もしくは信用を毀損するもの

虚偽情報又は事実誤認を生じさせるおそれがあるもの

上記各号のほか、当社が不相当と判断したもの

- (2) 本サービスにより利用しうる情報を不当に改ざん又は消去する行為
- (3) 第三者になりすまして本サービスを利用する行為及び加盟店になりすまして本サービスを利用させる行為
- (4) ウィルス等の有害なコンピュータプログラム等を送信又は掲載する行為
- (5) 第三者の設備等又は本サービス用設備の利用もしくは運営に支障を与える行為、又は与えるおそれのある行為
- (6) その他法令もしくは公序良俗に違反（売春、暴力、残虐等）し、又は第三者に不利益を与える行為

2. 加盟店又はモール出店者が、旅行商品、酒類、その取扱に際して許認可を要する商品等を対象とする売買契約等の代金支払方法として本サービスを利用する場合、加盟店は、事前に、当社に対して必要な許認可を得たことを証明し、当社の承諾を得るものとします。加盟店又はモール出店者が当該許認可を失った場合には、ただちに乙にその旨連絡するものとし、以後当該商品等を対象とした売買契約等の代金支払方法として本サービスを利用できないものとします。

3. 加盟店は、商品券、印紙、切手、回数券、プリペイドカードその他有価証券及び当社が別に指定した商品等の売買契約等に関して、当社の個別の許可を得ず、その代金支払方法として本サービスを利用しないものとします。

第41条（加盟店の維持責任）

加盟店は、本サービスを利用するために接続された加盟店設備が当社の定める仕様書等に記載された技術的事項に適合し、かつ、正常に稼動するよう維持するものとします。

第42条（加盟店設備の調査協力等）

1. 当社は、加盟店設備に異常があると認めた場合、加盟店設備の調査を行うことがあります。この場合、加盟店は、正当な理由がある場合を除き、その調査に協力するものとします。

2. 前項の場合において、当社は必要に応じて、接続テストを行うことができるものとします。その場合、その接続テストの期間中、本サービスの提供を一時停止することができるものとします。

3. 前項の接続テストについては、加盟店設備の異常につき当社に責めに帰すべき事由がない限り、加盟店がその実費を負担するものとします。

4. 加盟店は、加盟店設備に異常がある疑いを認めた場合、ただちにその旨当社に通知するものとします。

第43条（本サービス用設備に関する義務）

加盟店は、加盟店から当社の本サービス用設備その他当社又は提携クレジット会社のシステムに有害なプログラムの送信、コンテンツの改ざん、若しくは当社又は提携クレジット会社のシステム機能を損ねるその他の不法行為が行われないよう必要な措置を講じるものとします。

2. 加盟店は、前項の規定に違反し当社又は提携クレジット会社が損害を受けたときは、その損害を賠償する義務を負うものとします。

第44条（本サービスに係る知的財産権の保護）

加盟店は、本サービスに係る著作権、特許権、意匠権その他の知的財産権が当社又は提携クレジット会社に帰属することを確認するとともに、その権利を侵害しないものとし、第三者がその権利を侵害し又は侵害する恐れがある場合には、ただちに当社に通知するものとします。

第7章 当社の義務等

第45条（当社の維持責任）

当社は、本サービス用設備を本サービスを円滑に提供できるよう善良なる管理者の注意をもって維持します。

第46条（故障時の措置）

1. 加盟店は、本サービスが利用できないときは、加盟店自身の設備に支障のないことを確認のうえ、当社にその事実を通知するものとします。
2. 前項の通知があったときは、当社はその原因を調査し、本サービス用設備に支障があったときは、すみやかに修理するものとします。
3. 前項の支障が加盟店の責に帰すべき事由により生じたときは、当該支障の調査及び修理に要した費用は、加盟店が負担するものとします。

第47条（個人情報等の保護）

1. 当社は、加盟店及びモール出店者の営業秘密、又は加盟店、モール出店者その他の者の個人情報（あわせて以下「個人情報等」といいます。）を加盟店から直接収集し、又は加盟店以外の者から間接に知らされた場合には、本サービスの円滑な提供を確保するために必要な期間中これを保存することができるものとします。
2. 当社は、これらの個人情報等を加盟店本人以外の者に開示、提供せず、本サービスの提供のために必要な範囲を超えて利用しないものとします。ただし、次の各号に該当する場合にはこの限りではありません。
 - (1) 法令の定め又は行政機関もしくは裁判所の要求に基づく場合
 - (2) 加盟店、当社又は提携クレジット会社その他の第三者の生命、身体、財産又は権利を守るために必要な場合
 - (3) 本サービスを提供するために必要な機関に登録するための情報の場合
 - (4) 本サービスの提供に係る業務の全部又は一部を第三者に委託する場合
3. 当社は、加盟契約の終了後又は当社が定める保存期間の経過後は、個人情報等を消去するものとします。但し、加盟契約の終了後又は当社が定める保存期間の経過後においても、法令の規定に基づき保存しなければならないときは、当該個人情報等を消去しないことができるものとします。

第8章 サービス提供の中止、停止等

第48条（サービスの全部又は一部の提供の中止）

当社は、天災、事変その他の非常事態が発生し又は発生するおそれがある場合には、事前の通知なく、本サービスの全部又は一部の提供を中止することがあります。

第49条（本サービスの中止・廃止）

1. 当社は、都合により本サービスの全部又は一部を一時的に又は永続的に中止又は廃止することがあります。
2. 当社は、前項の規定により本サービスを中止又は廃止しようとするときは、加盟店に対し中止又は廃止する日の3ヶ月前までに通知するものとします。
3. 第1項に基づく本サービスの全部又は一部を中止又は廃止する際に当社が負う義務は、前項の手続きを経ることに限られるものとし、本サービスの中止又は廃止に起因して加盟店又はモール出店者に損害が生じた場合といえども、当社又は提携クレジット会社は何ら賠償の責を負わないものとします。

第50条（サービス提供の一時停止）

当社は、本サービス用設備の保守上又は工事上やむを得ない場合、事前に加盟店に通知したうえ

で、本サービスの提供を一時停止することがあります。ただし、別途当社が定める定期保守時間に本サービスの提供を一時停止する場合、又は緊急やむを得ない場合は、事前の通知を要しないものとしします。

第51条（サービス提供の停止）

1．当社は、加盟店又はモール出店者が次の各号の一に該当する場合、加盟店に事前の通知をすることなく、当該加盟店に対する本サービスの提供を停止することができるものとしします。

(1) 本サービスの料金その他の加盟契約上の債務について、支払期日を経過してもなお支払われない場合

(2) 第42条の加盟店設備の調査について拒んだ場合、及び第41条の技術的事項に適合しない接続等を行った場合

(3) 法令又は公序良俗に反する態様において本サービスを利用した場合

(4) 他の加盟店、当社、又は第三者に重大な支障を与える形態で本サービスを利用した場合

(5) 第40条各項のいずれかに該当する行為をした場合

(6) 顧客から多数の苦情が寄せられている場合

(7) 提携クレジット会社からの要請があった場合

(8) 前各号のほか、本規約の規定に違反する行為で当社の本サービス用設備に支障を及ぼし、又は及ぼすおそれのある行為をした場合

2．前項の場合において当社又は提携クレジット会社が損害を受けたときは、加盟店はその損害を賠償する義務を負うものとしします。

第52条（改善措置）

当社は、加盟店の取扱商品・役務等又は広告の表現内容・表現方法等（加盟店がモール運営事業者の場合はモール出店者のものも含む。）が加盟店としてふさわしくないと判断し、改善措置が必要又は適当と認めた場合は、当該商品・役務等の取扱停止又は広告の表現内容・表現方法等の改善を要求することができるものとし、加盟店は、その改善要求に従い、すみやかに改善措置をとるものとしします。

第9章 損害賠償等

第53条（損害賠償の制限）

1．当社の責に帰すべき事由により、加盟店が本サービスを全く利用できない状態（以下「利用不能」といいます。）に陥った場合、当社は、本規約で特に定める場合を除き、当社が当該加盟店における利用不能を知った時刻から起算して24時間以上その状態が継続した場合に限り、該当月の前月における1ヶ月のサービス料金の30分の1に利用不能の日数を乗じた額（円未満切り捨て）を限度として、加盟店に現実に発生した損害の賠償請求に応じます。ただし、天災事変等当社の責に帰さない事由により生じた損害、当社の予見の有無を問わず特別の事情から生じた損害、逸失利益を含む間接損害については、当社は賠償責任を負わないものとしします。

2．利用不能が当社の故意又は重大な過失により生じた場合には、前項は適用されないものとしします。

第54条（免責）

当社は、本規約で特に定める場合を除き、加盟店が本サービスの利用に関して被った損害については、債務不履行責任、不法行為責任その他の法律上の責任を問わず賠償の責任を負わないものとしします。ただし、加盟店が本サービスの利用に関して当社の故意又は重大な過失により損害を被っ

た場合については、この限りではありません。

2 .当社は、本サービスにおいて提供し又はアクセスを可能とした情報、ソフトウェア等について、その完全性、正確性、有用性又は適法性を保証しないものとします。

第10章 その他

第55条（加盟契約終了後の措置）

加盟店は、加盟契約が終了した後は、加盟店及び関係者が本サービスを利用して作成し又は本サービス設備に入力したデータ又は情報等（以下入力情報等）といたします）を当社所定の方法で消去することに同意するものとします。また、加盟店は、当社の指示にしたがい、本サービス用設備への接続を解消し、当社から受領したその他の書類、電磁的記録等を当社に返還するものとします。なお、当該入力情報等が削除されたことにより加盟店が被害を受けたとしても、当社は一切の責任を負わないものとします。

付 則

本規約は平成15年12月1日から実施します。